

東日本大震災復興交付金及び福島再生加速化交付金の運用改善を求める意見書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から4年目を迎えた。当県を含めた被災地においては、一日も早い復興のため、地域が一体となって取り組んでいるところであるが、ふるさとを追われた住民が今なお約26万人もあり、いまだに生活再建が進まず、震災の爪痕は深く残されている。

当県においても、多くの県民が避難生活を余儀なくされている中で、早期帰還に向けた環境整備を始め、新しい生活を選ぶ県民への支援や、原子力損害賠償の問題、中間貯蔵施設の設置、廃炉への取組など、復興の進捗に伴って、新たな課題と中長期的な課題への同時進行が喫緊の課題となっている。

よって、国においては、被災地全体の復興・再生を引き続き最優先課題と位置づけ、復興加速化の基盤を築くため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 制度創設から2年が経過した東日本大震災復興交付金については、地方の自主性・主体性を十分に發揮できるよう、地方の意見を早急に聴取し、制度の抜本的な改善を図ること。
 - 2 福島再生加速化交付金についても、東日本大震災復興交付金をモデルとして制度設計されていることから、制度構築に当たっては、真に福島の復興を加速化できるよう、自由度が高く簡素な仕組みとすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月2日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
復興大臣

福島県議会議長 平出孝朗